

融資の申請受付は、令和5年3月末をもって終了しています

大分市中小企業等融資制度のお知らせ

経営安定化資金

「緊急支援融資」をご活用ください

- ・**新型コロナウイルス感染症**や**原油価格・物価高騰**、**海外情勢の変化**により影響を受けた事業者が、低利率で利用可能な制度です。
- ・大分市が**1年間の利子補給**を行います。

○制度内容

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	3,000万円
融資利率	1.295%
利子補給期間	1年間
信用保証料	全額補助
融資期間	1年超10年以内(うち据置2年以内)
担保および保証人	担保は必要に応じて徴求 連帯保証人は、原則法人代表者以外は不要
特記事項	融資申込時に、 セーフティネット保証4号 または 5号 の認定書の提出が必要 ※認定窓口は大分市創業経営支援課(市役所本庁舎9階) ※上記認定書のほか、 融資要件確認書 の提出が必要です。
取扱金融機関 (融資申込先)	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、商工中金、三井住友銀行、西日本シティ銀行、伊予銀行、北九州銀行、肥後銀行、愛媛銀行
融資受付期間	7月から令和5年3月末まで

○融資実行の流れ

- ①取扱金融機関へ申込書類(金融機関所定の書類とセーフティネット保証認定書および融資要件確認書)を提出
- ②取扱金融機関及び大分県信用保証協会による審査
- ③融資実行
- ④融資実行後、大分市へ利子補給金交付申請書類を提出
※利子補給の詳細は裏面をご覧ください。

<お問い合わせ先>

大分市商工労働観光部 創業経営支援課
TEL:097-585-6029

○利子補給について

補給期間	1年間(利子の支払いを開始した日の属する月から1年を経過する日の属する月まで)
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(市所定の様式) ・誓約書(市所定の様式) ・借入を証する書類(金銭消費貸借契約証書等) ・償還予定表の写し又はこれに代わるもの ・大分県信用保証協会の保証決定を証するものの写し ※申請書類は、大分市ホームページからダウンロードできます。
補給の流れ	①融資実行後、大分市へ交付申請書類を提出し、交付決定 ②12月までの利子支払終了後、1月末までに大分市へ利子支払完了報告書類を提出し、補給金額を確定 ※利子支払完了報告書と大分市または金融機関所定の利子支払証明書を提出してください。 ※利子補給期間が終了する年にあつては、利子補給期間が終了する月の利子支払終了後、利子支払完了報告書類を提出してください。 ③大分市へ利子補給金支払請求 ④指定口座にお振込み
申請先	大分市創業経営支援課(市役所本庁舎9階)

※申請書類のダウンロードや制度の詳細は、大分市ホームページをご覧ください。

○セーフティネット保証4号・5号について

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
認定要件	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者で、最近1か月の売上高等が同感染症の影響を受ける前の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が同感染症の影響を受ける前の同期に比して20%以上減少することが見込まれること (創業者等に対し、認定方法の運用緩和あり)	指定業種に属する事業を行う中小企業者で、以下のいずれかの基準を満たしていること (1)最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること(コロナの影響を受けている場合や創業者等に対し、認定方法の運用緩和あり) (2)製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
必要書類 (申請先に提出)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書及び添付書類 ・売上高等が分かる書類の写し ・会社の概要が分かる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書及び添付書類 ・売上高等が分かる書類の写し ・会社の概要が分かる書類 ・原油等の最近1カ月間および前年同期の平均仕入単価が分かるもの(上記(2)の場合) ・最新の売上原価や原油等の仕入価格が分かる試算表(上記(2)の場合)
申請先	創業経営支援課(大分市役所本庁舎9階)	
特記事項	指定業種と指定期間(申請受付期間)を事前にご確認ください。本認定の取得は、一切の融資、保証を約束するものではありません。	

※詳細は、大分市ホームページをご覧ください。